

1. 課程・論文博士の別 課程博士
2. 申請者氏名（ふりがな） 西山隆行（にしやまたかゆき）
3. 学位の種類 博士（法学）
4. 学位記番号 博法 182 号
5. 学位授与年月日 平成 16 年 3 月 25 日
6. 論文題目 アメリカ型福祉国家と都市政治  
ーニューヨーク市におけるアーバン・リベラリズムの展開
7. 審査委員会委員 主査 東京大学教授 五十嵐武士  
教授 寺尾美子  
教授 久保文明  
助教授 金井利之  
助教授 谷口将紀
8. 提出ファイルの仕様等
- |          | 提出ファイル名  | 使用アプリケーション | OS    |
|----------|----------|------------|-------|
| 使用文書ファイル | 西山隆行.doc | Word2000   | win98 |

## 論文審査の結果の要旨

氏名 西山隆行

アメリカの福祉国家は他の先進諸国と比べて、社会福祉予算の国内総生産（GDP）に占める比率が相対的に低く、また国民皆保険制度がないなど給付対象の範囲も狭いことから、質量ともに「遅れている」と評価されている。本論文は、そのようなアメリカの福祉国家の特徴を解明するには、中央政府のレベルで国際比較するだけでは十分でなく、さらに連邦制の下で州以下の地方政府が担っている役割の重要性に着目する必要があるとみる観点から、最盛期には福祉の受給者数がアメリカ全体の約十分の一にも達し、アメリカの福祉国家の独特な性格を浮き彫りにするためにも重要な事例と考えられるニューヨーク市政府を取り上げて、福祉政策を推進したアーバン・リベラリズムと呼ばれた政治的な活動が、百年近くにわたっていかに形成、発展、衰退していったのかを跡付けている。

本論文の構成は、まずはじめにで、アメリカの福祉国家が抱える問題点を次のように整理している。すなわち、アメリカの社会福祉政策は国際的にみて、州以下の地方政府が大きな権限を持っていることに特徴があるとはいえ、貧困、移民、犯罪等さまざまな社会問題を抱える都市政府の財政負担が多い一方、通貨を発行できず、企業や富裕層といった多額納税者を確保できる保障もないことから、所得の再分配政策を最も採用しにくいにもかかわらず、都市政府が福祉政策の主要な担い手にならねばならない点に、アメリカの社会福祉政策が抱える最大のディレンマがあると指摘する。

本論文は、そうした都市政府の中でも歴史上最も重要な地位を占めてきたニューヨーク市について、そのような不利な条件があるにもかかわらず、社会福祉政策を発展させてきた理由を解明するために、福祉政策をめぐる政治変動の歴史的な展開を解明することをテーマとして設定している。

このテーマを解明するために、本論文はニューヨーク市で社会福祉政策を推進した、アーバン・リベラリズムと呼ばれる政治的な活動の展開を、百年以上の期間にわたって考察するアプローチを取っている。それは、福祉政策の転換期が少数党の共和党市長が登場したときに訪れ、続く民主党政権もその政策を引き継ぐというパターンがみられたからであり、第1章ではその理由を分析する枠組みを設定している。すなわち、都市政治に関する先行学説を概観したうえで、社会福祉政策をめぐると都市政治を検討し、都市政府には福祉政策を展開するのに、再分配政策には消極的にならざるをえないという構造的な障害があるとみる、ポール・ピーターソンの有力な学説を紹介している。しかし、本論文のテーマはそれにもかかわらず、ニューヨーク市で福祉政策が発展したのはなぜかを解明することであり、この観点から財政負担を行なう実業家や選挙での勝利を目指す政治家の利害関心が重要な要因として働いているとみて、政党政治の展開という、国際的にみても特異な条件に

着目する独自の分析枠組みを構築している。

第二章では、その分析枠組みに沿ってニューヨーク市政の制度的な背景を検討し、市長が政策の主導権を取りやすい構造になっていることを明らかにしている。そのうえで、市長の権力基盤である政党政治の構造を検討し、伝統的にタマニー・ホールというマシーンの下で民主党の一角優越体制が樹立されている中で、少数党の共和党が市長選で勝利するには、民主党の支持基盤に取り込まれていない有権者の利益に訴えかけねばならず、福祉政策もその手段として活用されたことを解明している。

第三章以降は、福祉政策の歴史的展開を跡付けていき、第三章ではアーバン・リベラリズムがいかに形成されたのかを、タマニー・ホールの集票活動が新移民の増大や女性参政権運動の発展でうまくいかなくなり、それを打開するために州レベルで福祉政策を実施する制度が創設されるに至った過程について、アル・スミスやF・D・ローズヴェルトの州政まで含めて考察している。本論文では、このようにして州レベルで採用された、労働者補償や母親年金などがアメリカにおける福祉国家の発展を促進してきたと指摘している。

第四章では、大恐慌に直面して、共和党市長のラ・ガーディアが新移民のイタリア系やユダヤ系の支持を確保するために、行財政改革をいかに達成したかを考察している。その結果、ニューヨーク市の自律性が確立され、ラ・ガーディアはそれを基盤に独自の福祉政策を執行するために、連邦政府との提携も深めニューディール政策の導入で変容した政府間関係を活用していったのであった。

第五章では、第二次世界大戦後福祉政策の発展を推進したものとして、知識人が主導した福祉権運動の役割に注目し、この運動が行政機構や裁判所を活用する積極的な活動を展開する中で、政治的な野心の強い共和党のリンゼイ市長も強力な主導権を発揮し、福祉の受給者が倍増していった過程を考察している。このように連邦レベルでは社会福祉の拡充に反対する共和党の市長が、ニューヨーク市で福祉政策を拡大していったのは、ニューヨーク特有の政党政治の論理に基づいていたのであった。こうして黒人も含めたすべての市民が社会福祉を受給できるようになったとはいえ、ミドル・クラスの白人の反発を買い、人種偏見の伴う保守的な福祉国家批判を惹き起こすことにもなったのである。

第六章では、一九七五年にニューヨーク市が財政破綻の危機に直面する中で登場した民主党市長のコッチが、市政府の福祉予算は大幅に減少させたものの、NPO等を活用して福祉給付の大幅削減を回避し、アーバン・リベラリズムを延命させたことを明らかにしている。財政破綻に加えて、連邦政府のカーター政権が都市政府への補助金を大幅に削減したにもかかわらず、このようにコッチ政権がアーバン・リベラリズムを保持したのは、民主党の場合には選挙で勝つために貧困層の票もある程度必要とし、福祉政策が不可欠であったからでもあった。

第七章では、そうした民主党と違って、九四年に就任した共和党のジュリアーニ市長が、福祉政策の効率の悪さといった経済的な観点ばかりでなく、さまざまな社会的病理現象の温床になっているアンダークラスを生み出しているとなし、文化的な観点からも批判

する保守派の知識人の提言を容れて、ウェルフェアでなくワークフェア、つまり労働の義務を課す方針を打ち出し、アーバン・リベラリズムの終焉をもたらしたことを明らかにしている。この政策革新は、連邦政府におけるクリントン政権の政策転換を先取りしていた。

最後にむすびにかえてでは、ニューヨーク市の事例からアメリカの福祉国家の特徴を説明できる点として、政治家が主導することで社会的な変化に迅速に対応できる反面、福祉政策が受給者の必要よりも、次回の選挙に向けて目に見える形での業績を追求する、政治家の集票を重視する短期的な関心に左右されやすく、体系的になりにくい傾向があることを示唆している。

本論文の長所は、

第一に、アメリカの福祉国家の特徴を解明するために、ニューヨーク市政府が歴史的に果たしてきた役割に焦点を当て、得票を主たる目的とする政党政治の展開が、社会福祉政策の拡大ばかりでなく縮小ももたらすという、強力な原動力になっていたことを明らかにした点である。その結果、福祉国家の国際比較において地方政府の果たす役割の重要性とともに、従来福祉国家を推進する要因と考えられていたものとは異なる、政党政治の展開という別の要因が明らかにされたことは、比較政治学的にみても注目すべき知見だといえる。また本論文は、地方政府が社会福祉政策を担う場合には、財政的に構造的な限界があるという有力な学説に対しても、実証的な反論を提示している。

第二に、ニューヨーク市では少数党である共和党の市長が登場したときに、拡大にしる縮小にしる、福祉政策の革新が達成されたことを明らかにしている点である。本論文は、この点を百年以上にわたるニューヨーク市の政治史を、通史としてではなく社会福祉政策をめぐる政党政治の展開に焦点を当てて、問題史的に考察することによって解明しており、政治史の研究に新たなアプローチを導入したものと評価できる。

第三に、百年以上の政治史を対象にしているとはいえ、論点がよく整理され叙述も明快で、コンパクトにまとめられている点である。この点は、本研究科の博士論文に関する指針に忠実に従ったものであるものの、近年の論文が長くなる傾向があることからいって、特筆に値しよう。

本論文にも補完すべき短所があるが、それは、

第一に、国際的にみてアメリカの福祉国家の特徴を指摘する導入部と、それとの関係でニューヨーク市の事例を取り上げる理由の説明が、必ずしも明確でない点である。この点の叙述が工夫されていれば、本論文の学術的な価値は一層明瞭になったといえる。

第二に、ニューヨーク市や他の地方政府等の社会福祉政策に関する具体的なデータが十分示されておらず、福祉政策の実態を理解するのに不親切な点である。

第三に、ニューヨーク市と連邦政府との関係や、アメリカの国内で州や地方政府毎に福祉政策の性格がかなり違い、多様になっている要因などをさらに詳しく説明していれば、ニューヨーク市の福祉政策の特徴をより分かりやすくできた点である。

しかし、これらの短所は、いずれも本論文の学術的な価値を大きく損なうものではない。本論文は、福祉国家の国際比較に関しても重要な知見をもたらしていることなど学界に貢献するところが多く、博士（法学）の学位にふさわしいと評価できる。